

平成26年12月16日

第4回定例会議案

(その4)

登米市議会

議員 番

議 案 目 次

議案番号	議 案 名	頁
発議第16号	登米市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例 について	1

発議第 16 号

登米市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する
条例について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第 112 条及び会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

平成 26 年 12 月 16 日

登米市議会議長 田 口 久 義 殿

提出者	登米市議会議員	沼 倉 利 光
賛成者	登米市議会議員	佐 藤 惠 喜
賛成者	登米市議会議員	佐々木 一
賛成者	登米市議会議員	浅 田 修
賛成者	登米市議会議員	佐 藤 尚 哉
賛成者	登米市議会議員	及 川 昌 憲
賛成者	登米市議会議員	佐々木 幸 一
賛成者	登米市議会議員	八 木 しみ子
賛成者	登米市議会議員	中 澤 宏
賛成者	登米市議会議員	伊 藤 吉 浩

登米市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例について

登米市空き家等の適正管理に関する条例（平成 26 年登米市条例第 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条を第 15 条とする。

第 13 条を第 14 条とする。

第 12 条の次に次の 1 条を加える。

（専門的知識を有する者からの意見聴取）

第 13 条 市長は、第 9 条から第 11 条までの規定による命令、公表又は代執行をしようとするときは、当該空き家等の管理不全な状態について専門的な見地から客観的に判断するため、専門的知識を有する者の意見を聴かなければならない。

2 市長は、前項に規定する場合のほか、空き家等の適正な管理の促進のため必要があると認めるときは、専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。